



今回のお知らせ内容

- 基本チェックリストの提出をお願いします
- 高齢者虐待を防ぐために
- 成年後見制度をご存じですか？
- はればれカフェのご案内

基本チェックリストの 提出をお願いします！



満65歳以上で、要支援1以上の認定を受けていない方を

対象として「基本チェックリスト」を配布しました。

4月28日(金)までの期限で提出をお願いしていましたが、

期限を過ぎても回収いたしますので記入いただけましたら

地域包括支援センター(総合福祉センター内)に直接お持ち

ください。

◎高齢者虐待を防ぐために

～こんな行為が虐待にあたります～

身体的虐待

- ・叩く・つねるなど、身体に傷を負わせる
- ・ベッドなどに縛り付ける

介護や世話の放棄

- ・食事・排泄・入浴などの世話をしない
- ・医療や介護のサービスが必要な時に利用させない

心理的虐待

- ・怒鳴る・ののしる・悪口を言う
- ・話しかけてきても無視する

性的虐待

- ・わいせつな行為の強要
- ・裸の状態での放置

経済的虐待

- ・高齢者のお金を無断で使う
- ・生活に必要なお金を渡さない



◆このような行為を見かけた場合は地域包括支援センターまでご相談ください

どうして虐待が起きるの？

虐待が起きる理由は、家族の介護疲れや昔からの人間関係などが複雑に絡み合っている場合があります。また、介護に対する知識がないために、知らず知らずのうちに虐待してしまっていることもあります。

虐待は決して特別なことではなく、どの家族にも起こりうることなのです。「もしかして虐待だろうか・・・？」と思ったら、地域包括支援センターまでご相談ください。相談者の秘密は厳守します。

◎成年後見制度をご存知ですか？

- ・成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などで判断力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する仕組みです。



◆こんな不安ありませんか？

・寝たきりになった家族の年金の管理

→成年後見制度を利用すれば後見人によって現金や預貯金の管理がされます。

・高齢の家族が悪質商法にだまされるのではないか

→一人で行うことが難しい契約の締結や、本人にとって不利益な契約の取り消しなどを代わりに行います。

・医療・介護サービスを受けたいが、手続きが難しい

→本人の希望をうかがいながら、後見人が手続きや契約を行い、サポートします。

・老後の財産管理の不安

→将来、判断能力が不十分になったときに備え、後見人になってもらいたい人と契約を結んでおくこともできます。

※本人の判断能力によって、後見人がサポートできる内容が異なります



※成年後見制度について詳しく知りたい方は地域包括支援センターまでお問い合わせください

✿はればれカフェのご案内✿

毎月最終週の火曜日にはればれカフェを開催します。

年齢を問わずどなたでも参加できますので、
気軽にお越しください！

参加費無料！

場所：新郷村総合福祉センター

時間：10:00～12:00



講話やレクリエーションなどのさまざまな活動を通して
認知症予防に関する知識を深めることができます。
お茶を飲みながら参加者の方々と交流をして
リフレッシュしませんか？

～掲載内容についてのお問い合わせはこちら～
新郷村地域包括支援センター（TEL: 61-7560）